

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案に対して、都民からの意見書の提出はなかった。また、事業段階関係市長である立川市長からの意見が1件提出された。意見等の件数の内訳は表1に示すとおりである。

立川市長からの意見及び事業者の見解は、表2に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	0
事業段階関係市長からの意見	1
合計	1

表 2 事業段階関係市長（立川市長）からの意見及び事業者の見解

項 目	1．大気汚染、騒音・振動について	
	意見の内容	事業者の見解
(1) 工事の施行中においては、すべての作業従事者が環境保全のための措置を遵守するよう指導を徹底されたい。		<p>工事の施行中においては、工事用車両の空ぶかしの防止、走行速度の制限及びアイドリングストップの遵守や建設機械の点検・整備による良好な状態での使用などの環境保全のための措置をすべての作業従事者に周知徹底し、周辺環境への影響の低減に努めます。</p>
(2) 交通集中、渋滞等への対策について、交通量が予測を上回った場合においても適切な対応が図られるように十分検討されたい。		<p>周辺道路の交通集中・渋滞対策として、駐車場内での誘導路の確保、交通誘導員による適切な車両・歩行者の誘導や公共交通機関との連携等、他の交通手段への誘導など多面的な対策を実施します。</p> <p>これらの対応により、関係車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動の周辺環境への影響の低減に努めます。</p> <p>なお、オープン時などの来店車両の集中が想定される時期の対応については、関係機関と協議・調整の上、適切な対応を図ります。</p>
(3) 病院、住宅、公園等が隣接していることを考慮し、万全の措置を講じられたい。		<p>本事業では、計画地に隣接している病院、住宅、公園等の良好な環境を保全するため、工事の施行中には、排出ガス対策型・低騒音型の建設機械の使用や工事用待機車両のアイドリングストップ遵守徹底、工事現場周囲への仮囲いの設置などの対策を講じます。</p> <p>また、工事の完了後においては、物流車両の規制速度の遵守徹底、適切な誘導による周辺道路の渋滞防止、駐車場の利用者に対してアイドリングストップを行うよう掲示等により周知するなどの対策を講じます。</p> <p>なお、工事の施行中及び完了後においては、苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行い、万全の措置を講じることとします。</p>
項 目	2．関係法令等の遵守について	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>当該地区の地区計画や立川市宅地開発等まちづくり指導要綱、立川市環境基本条例、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等の関係法令を遵守し、必要事項については事前協議を行われたい。</p>	<p>関係法令を遵守し、必要に応じてあらかじめ関係機関と協議・調整を行います。</p>
項 目	3．その他	
	意見の内容	事業者の見解
	<p>事業の実施にあたっては、地域住民に十分な説明を行うとともに、意見、要望等について誠意をもって対応されたい。</p>	<p>今後も事業計画の進捗にあわせて地域の皆様へのご説明の機会を設け、ご意見・ご要望には誠意をもって対応し、皆様のご理解とご協力を得られるよう努力いたします。</p>